

## 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について

平成27年6月19日  
経 済 産 業 省  
商務流通保安グループ  
ガ ス 安 全 室

## 1. 認定販売事業者制度に関する検討の経緯

認定販売事業者制度は、液化石油ガス法の改正（平成9年4月1日施行）により新設されたものであり、集中監視システム等高度な保安確保機器を導入<sup>(※1)</sup>し、液化石油ガス保安の高度化に積極的に取り組んでいる販売事業者を認定<sup>(※2)</sup>し、更なる保安の高度化を図ることを目的としている。

(※1) 認定の要件（LPガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者等が70%以上であること）

- ①法令で要求する機能をもったガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等宅に設置していること。
- ②法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等宅のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

(※2) 認定販売事業者数239事業者（平成26年10月1日現在）

認定販売事業者は、業務主任者の選任基準の緩和、供給設備点検・消費設備調査の周期の緩和、緊急時対応に係る所要時間の緩和等の特例措置<sup>(※3)</sup>を受けることができる。

(※3) 認定販売事業者に対する特例措置

- ①販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和  
－基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の2/3を減じることができる。
- ②原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和  
－40メートル以内を同要件に適合しているとみなす。
- ③4年に一回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和  
－10年に一回以上とすることができる。

しかしながら、近年では情報通信手段の多様化に伴う設備投資の増大、認定の要件に高いハードルがあるなどの課題がある。このため、集中監視システムの普及の促進、認定販売事業者制度の有効な活用を図るため、前回開催の第5回液化石油ガス小委員会において、その検討を行うこととした。

また、平成27年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針では、液化石油ガス販売事業者における取組として、「より一層の安全確保の観点から、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。」とされており、LPガス販売事業者における集中監視システムの更なる導入がなされることが望まれるところ。

## 2. 認定販売事業者制度に係るアンケートの実施について

認定販売事業者制度についての課題等を把握するため、液化石油ガス販売事業者に対し、各産業保安監督部、都道府県、日本液化石油ガス協議会を通じてアンケート調査を実施。

○アンケート実施期間：平成27年4月10日から5月8日

○アンケート回答数（販売事業者）：610者

（調査結果のポイント） ※集計結果は別添参照

○認定販売事業者数が伸びない理由

- ・通信インフラの変化など対応できない。
- ・設備投資に対するインセンティブが少ない。
- ・一般消費者等の認知度が低く、差別化になり得ない。
- ・要件を満たすべき一般消費者等の割合が高い。

○具体的な改善策

- ・通信インフラのコスト低減
- ・インセンティブの拡充、さらなる緩和措置。
- ・一定の保安を確保しつつ要件を満たすべき一般消費者等の割合の低減。

○要件を満たす一般消費者の割合として適当な割合。

- ・「現行の割合のままで良い」、「引き下げた方が良い」の割合が拮抗。
- ・「引き下げた方が良い」のうち、望ましい割合としては「50%」が最多。

## 3. 認定販売事業者制度の有効活用に係る前提条件と今後の検討課題

### (1) 前提条件

当面、1年程度を検討期間として、法律の改正に及ばない範囲（規則、告示等）で認定販売事業者の制度を見直すことを前提<sup>(※4)</sup>として、認定販売事業者制度の有効活用に係る検討を開始する。なお、新規の補助金制度、税制優遇措置は直ちに措置することができないため、検討の対象外とする。

(※4) 例えば、事業所単位での認定販売事業者制度とするためには法律改正を行う必要があるため、今回の検討においては対象外となる。

### (2) 今後の検討課題

#### ①認定要件の緩和・細分化

認定の要件を満たすべき一般消費者等の割合について、現行規定されている70%に加えて、より引き下げた基準を追加するなど、二段階とすることは可能か。また、この場合において、認定販売事業者に対する優遇措置について、段階毎にどのような違いを設けるべきか。

#### ②認定の取消しに係る猶予期間の設定

販売事業者が、事業の吸収合併を行うことにより、一般消費者等の数が増加し、認定の要件を満たさなくなった場合に、認定の取消しを行うまでの猶予期間を設定することは可能か。

#### ③知名度の向上

認定販売事業者の知名度向上を図るための有効な行政等によるPR活動はどのような方策があるか。

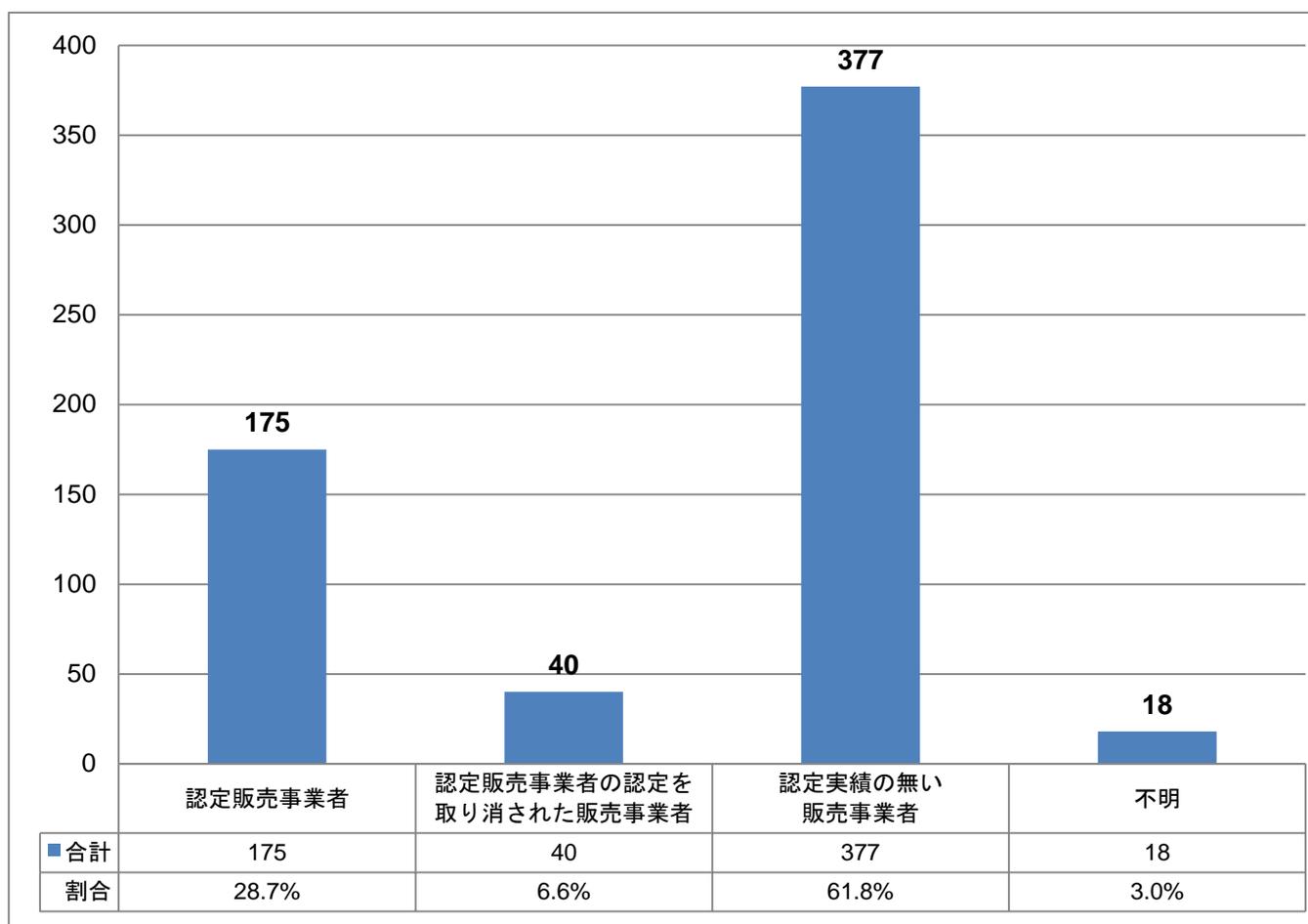
など

## 認定販売事業制度に係るアンケート集計結果

・アンケート回答事業者数：610事業者

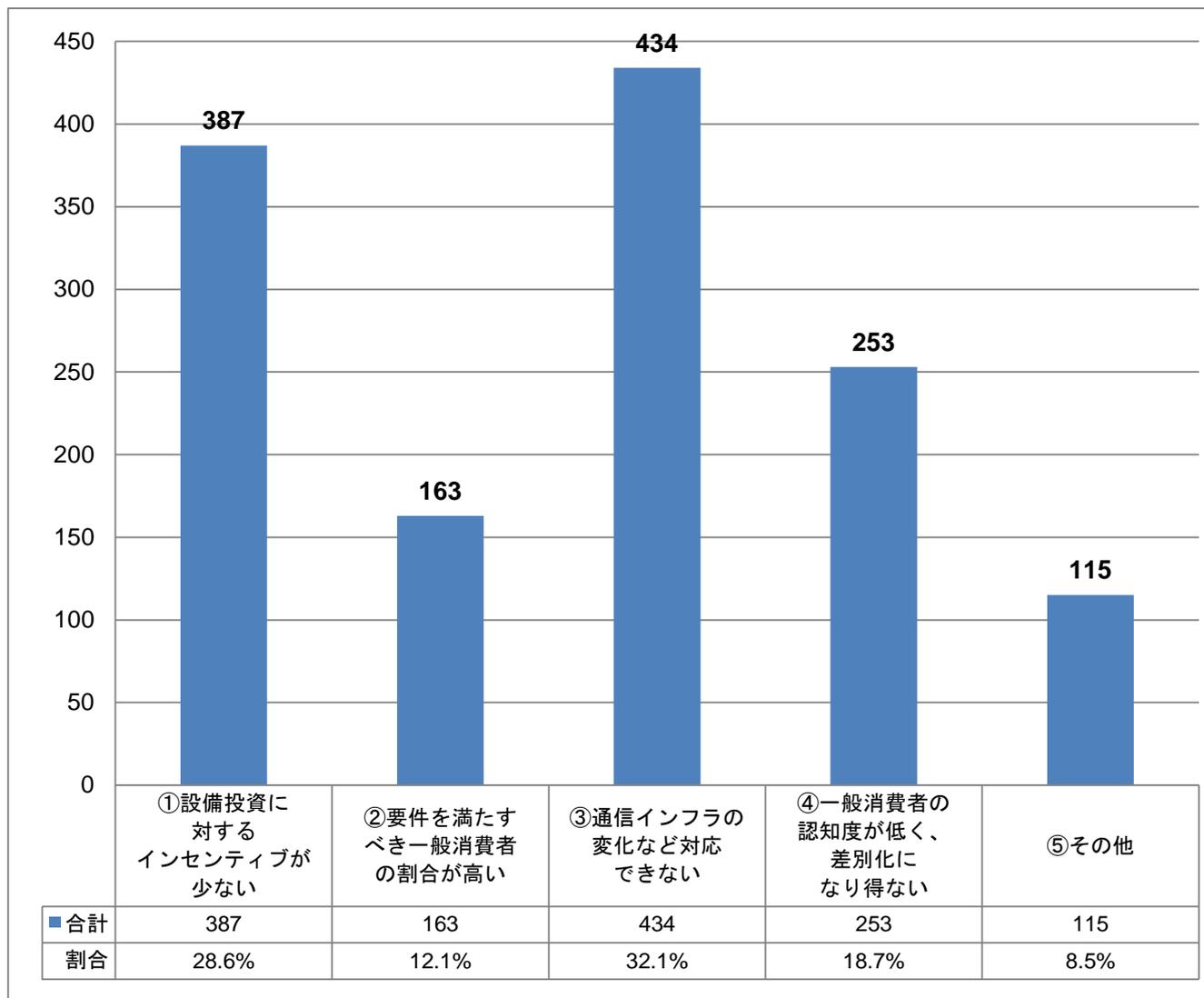
1. 認定実績の状況について

(回答数：610者)



## 2. 認定販売事業者数が伸びない理由（複数回答）

（回答事業者：607者、回答数：1352）

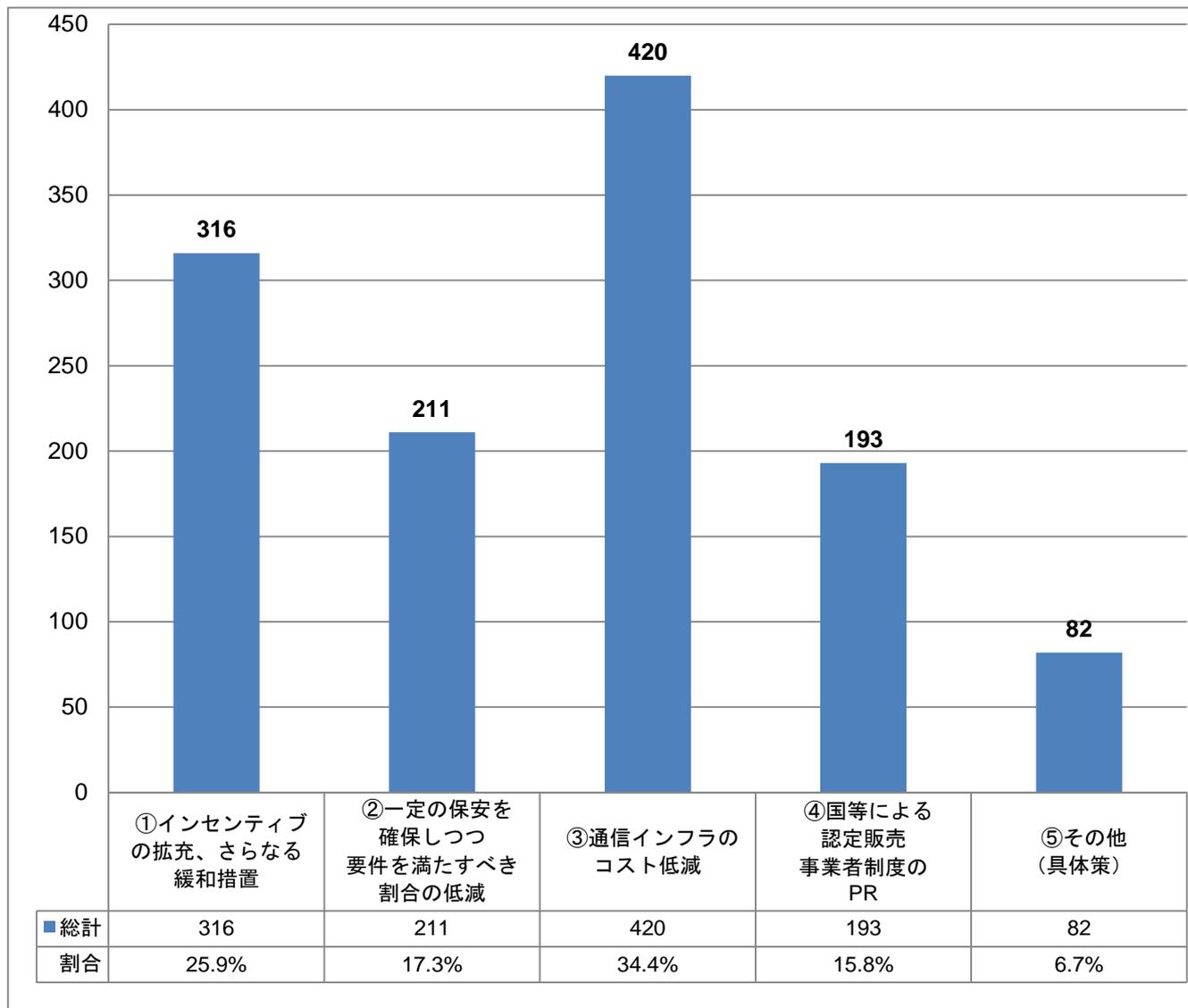


### （認定実績等別内訳）

認定実績等	①	②	③	④	⑤	総計
認定販売事業者	131	37	107	99	30	404
認定販売事業者の認定を取り消された販売事業者	29	13	33	16	7	98
認定実績の無い販売事業者	216	108	282	129	77	812
不明	11	5	12	9	1	38
合計	387	163	434	253	115	1352

### 3. 具体的な改善策（複数回答）

（回答者数：590者、回答数：1222）



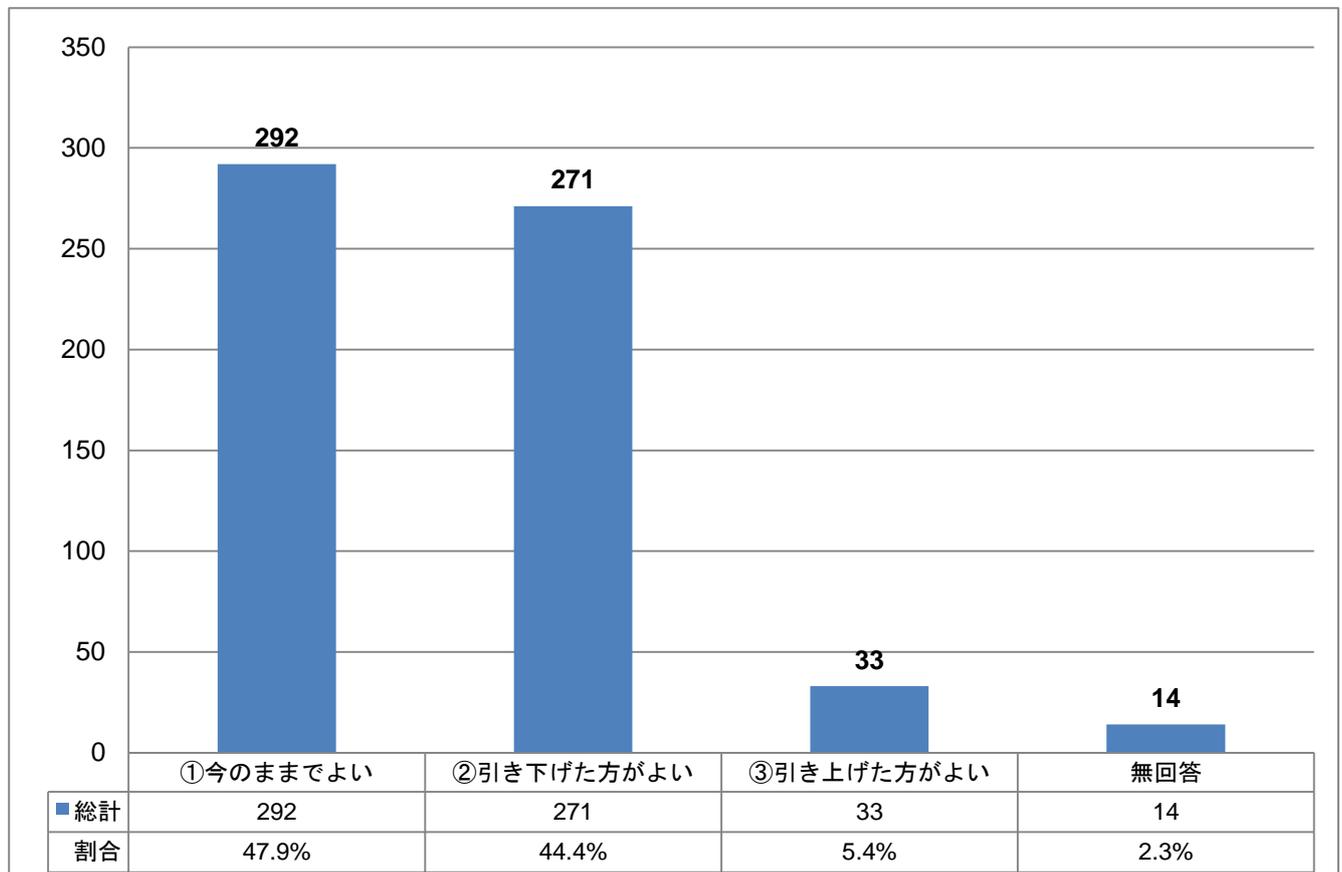
#### （認定実績等別内訳）

認定実績等	①	②	③	④	⑤	総計
認定販売事業者	111	41	106	97	32	387
認定販売事業者の認定を取り消された販売事業者	25	19	23	9	10	86
認定実績の無い販売事業者	171	145	281	81	40	718
不明	9	6	10	6	0	31
総計	316	211	420	193	82	1222

## 4. 要件を満たす一般消費者の割合として適当な割合

### (1) 現行の割合を変えるべきか

(回答数：610者)

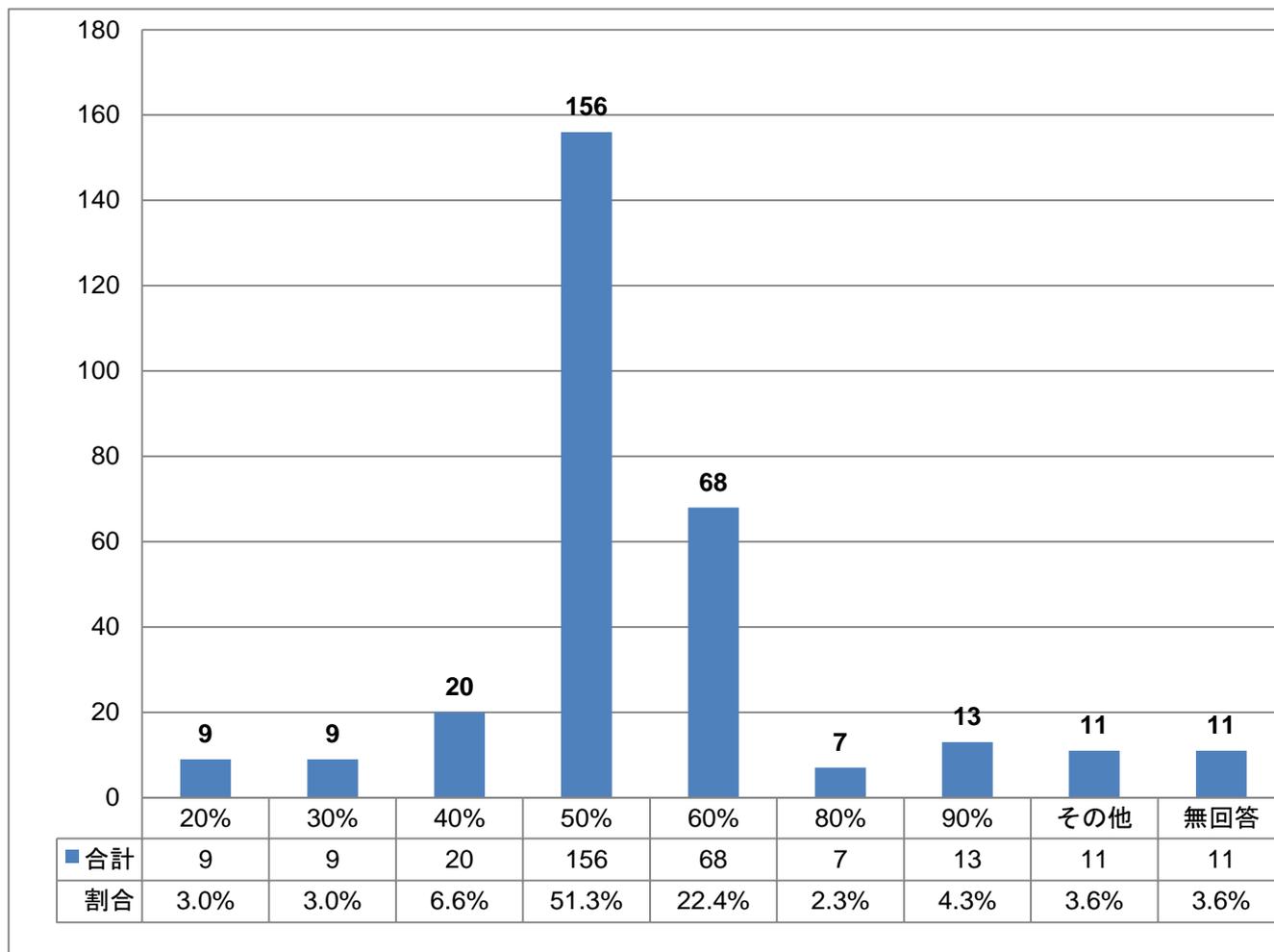


#### (認定実績等別内訳)

認定実績等	①	②	③	無回答	総計
認定販売事業者	105	61	8	1	175
認定販売事業者の認定を取り消された販売事業者	14	23	2	1	40
認定実績の無い販売事業者	164	179	23	11	377
不明	9	8	0	1	18
総計	292	271	33	14	610

## (2) どの程度の割合が適当か 対象：(1)で②又は③を回答した者

(回答者数：304者、回答数：304)



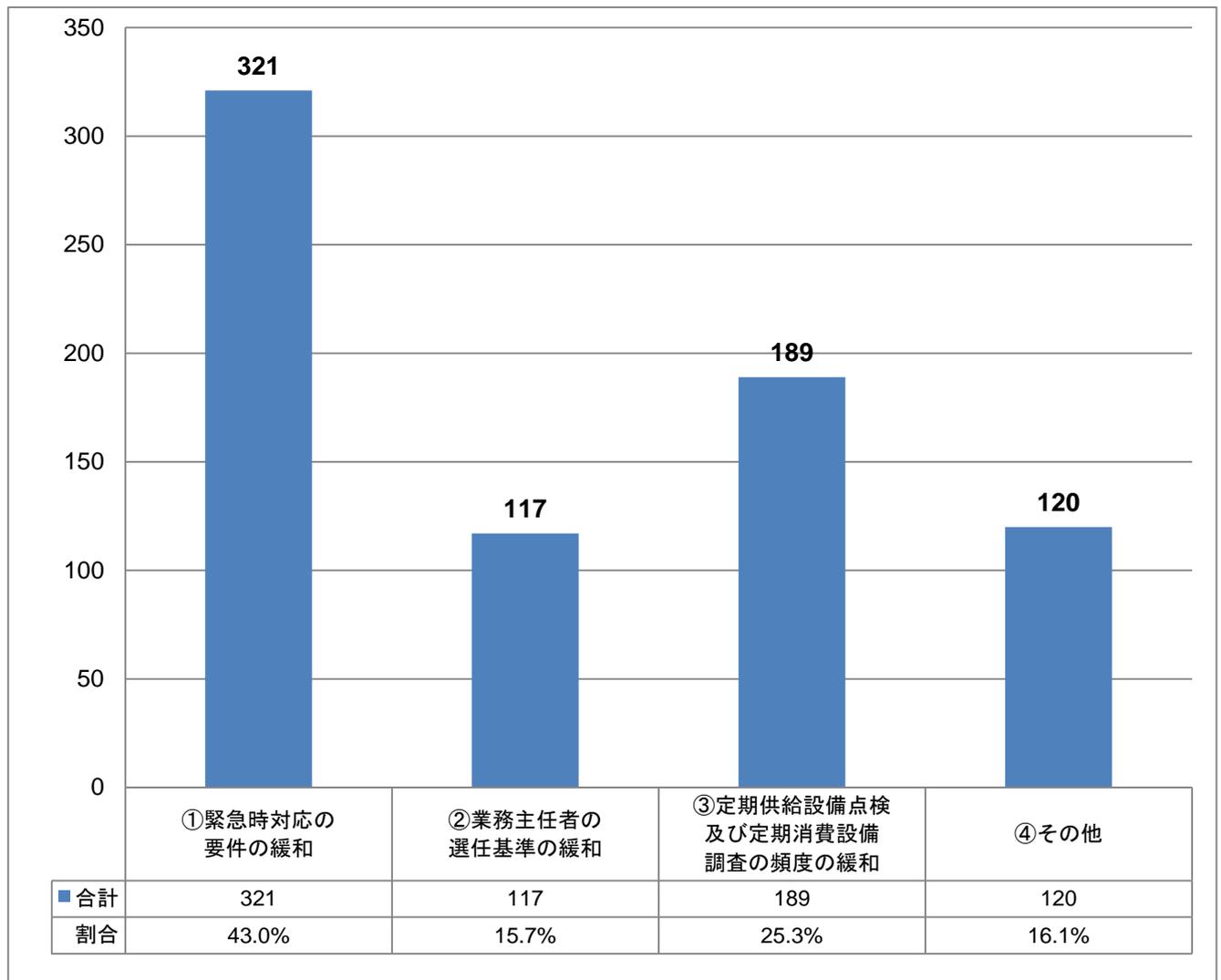
### (認定実績等別内訳)

認定実績等	20%	30%	40%	50%	60%	80%	90%	その他	無回答	総計
認定販売事業者	0	0	2	29	27	2	3	2	4	69
認定販売事業者の認定を取り消された販売事業者	0	2	2	15	3	0	1	1	1	25
認定実績の無い販売事業者	9	7	15	111	32	5	9	8	6	202
不明	0	0	1	1	6	0	0	0	0	8
総計	9	9	20	156	68	7	13	11	11	304

※その他は、5社が100%、1社が75%、他は不明

## 5. 新規のインセンティブ（複数回答）

（回答者数：610者、回答数：747）



### （認定実績等別内訳）

認定実績等	①	②	③	④	総計
認定販売事業者	106	37	59	42	244
認定販売事業者の認定を取り消された販売事業者	17	3	9	17	46
認定実績の無い販売事業者	186	74	116	58	434
不明	12	3	5	3	23
総計	321	117	189	120	747

## 6. 新規のインセンティブ（割合・要件・優遇制度）の組合せ（自由回答）

（回答数：85（複数回答））

### 記載されていたコメント（抜粋）

	要件を満たす割合	要件	優遇制度
1	50	約50km	頻度10年で良いと思う
2	50	保安確保機器の設置及び期限管理、集中監視の設置	緊急時対応の案件緩和 40km→60km
3	50	従来どおり	投資額軽減措置、補助金の増額
4	50	集中監視及び供給機器等の期限管理	会社単位ではなく、販売所単位での認定を認める
5	60	緊急時対応の緩和	現行40kmから60kmへの緩和
6	70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S型以上の機能を持ったメーター、調整器の設置。</li> <li>・集中監視システムの導入（70%の対象は一般消費者の総数より集合住宅の顧客は省くこともできる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定対象顧客への緊急時対応は60km</li> <li>・定期点検は10年に1度以上（総顧客数より省いた集合住宅顧客は従来通り）</li> </ul>
7	70	緊急時対応の要件	60km
8	70	原則として30分以内に到着とされる	60キロメートルもしくは、90分以内
9	70	集中監視システム	緊急時の対応範囲 60km
10	70	現行の優遇制度	公共施設等にLPガスを優先的に納入できる資格制度
11	70	緊急時対応の要件の緩和	<p>大々的な表彰</p> <p>経産省作成の注意喚起チラシ等に優良事業者として社名を掲載</p>
12	80	相互通信機能を持つガスメーターにガス漏れ警報器、CO警報器を連動させること	緊急時対応範囲を70キロメートルに緩和
13	90	契約締結の全消費者でなく30分に対応できない消費者に対して、3条件を満たした一般消費者が90%以上とする。	緊急時対応の緩和を50キロメートルとする
14	—	認定制度の要件70%以上ではなく60%から設置数別にランク分けし、優遇制度を適用する。	<p>設置数60%～70%未満現行のまま</p> <p>設置数70%～85%未満上記例①、②（60キロ、3/4）</p> <p>設置数85%以上上記例①、②、③（60キロ、3/4、12年）</p>
15	—	割合75%以上を官公庁納入、公務員官舎等への納入の条件とする	納入業者選定の要件とすることで、制度普及は促進される可能性

## 7. 集中監視システムの導入を促進するための施策等（自由回答）

（回答者数：351者、複数回答）

### 記載されていたコメント（抜粋）

- ・集中監視システムの導入・維持管理を含めた助成制度
- ・減税措置等の優遇制度
- ・需要家の電話回線、通信システムの一本化

## 8. 集中監視システムを普及させるための課題等（自由回答）

（回答者数：426者、複数回答）

### 記載されていたコメント（抜粋）

- ・折角、システムを設置しても客先の通信会社が変われば、新たに工事をしなければならない。また、屋内への入線等は、お客様がいやがる。従って、無線によるシステムの設置が必要となるが、まだまだ初期投資・ランニングコストが高い。
- ・無線が中心になっている現在、居住が少ない地域には、無線の親機が設置されていない。そうした地域へは、国等による設置または補助金等により設置を促進すべき。
- ・設備投資に対してインセンティブと利益が少ない。
- ・通信インフラの変化についていけない。お客様の電話の不具合やテレフォンセンターと通信ができない時の対応が難しい。

## 9. 認定要件維持の苦労等（自由回答） 対象：認定販売事業者

（回答者数：141者、複数回答）

### 記載されていたコメント（抜粋）

- ・一般消費者等の通信環境変化に対する対応
- ・通信インフラの変更に対応し、設備改善が絶えず必要
- ・固定電話設置率の低下、電波式機器の価格高、通信インフラの変更による二重三重投資
- ・通信インフラのコスト。認定販売事業者制度では差別化にはならない。
- ・テレメの普及の鈍化、IH化による減少、投資回収が見込めない。
- ・業者間の切り替えに伴う対象消費者の減少・撤去に伴う費用負担増
- ・顧客の高齢化による自然減やライフスタイルの変化（固定電話の減少）に伴う対象消費者の減少
- ・事業譲渡等により一般消費者の数が多数増加した場合の普及率の維持
- ・高齢者が多く、固定電話がついていたような家でも空き家になると件数が減り、（70%）の割合がとりにくくなる。その上で、いろいろと設備に費用がかかり、維持が出来なくなると思う。

## 10. 認定取り消しとなった理由等（自由回答） 対象：認定取り消し販売事業者

（回答者数：35者、複数回答）

### 記載されていたコメント（抜粋）

- ・当社では割合維持のため利用料金を負担していたが通信回線の度重なる変更により、これだけの費用をかけてもメリットが薄いので辞退させていただきました。
- ・自社のアピールが足りなかったと思いますが、営業面に繋がらなかった。
- ・集中監視装置を設置した消費者が70%を切った為。又70%以上を維持出来なかった理由は、ISDN、ADSL、光電話を通信インフラの変化に対応しきれなかった為。
- ・一般回線から光回線に変更されたお客様への配線ができなくなったため顧客数が減少して認定販売事業者から外れた。
- ・近年における通信環境の急激な変化と市の地域情報化推進事業により市内全域に光ファイバーによる超高速情報通信網が整備中であることの影響により日々双方向集中監視の消費者が激減する状況で、その設置の割合を増やし確保することが非常に困難であるため。
- ・H9年の説明で行政側は認定先へ公共入札優先を話していたが、補助、入札、納入のインセンティブがまったくなく800~1000万/年の費用だけ毎年かかり取消しとした。企業にとっては費用対効果が必要

## 11. その他（自由回答）

（回答者数：239者、複数回答）

### 記載されていたコメント（抜粋）

- ・認定を取り続けている会社は莫大な費用がかかっていると感じています。保安面をお客様にアピールする事は、凄く難しい課題と感じています。
- ・集中監視システムの通信インフラコストの低減を望みます。
- ・現状の通信インフラに問題がある。無線式はコストが高すぎ。有線は双方向の解決。現在75%くらい設置しているが、まだ申請できない。
- ・無線によるシステムの共同利用の推進（親機・中継器の共同利用のための施策・周知）
- ・お客様の通信インフラを利用するには限界。公的な通信インフラの整備
- ・費用を掛け、認定販売事業者の認定を取得し、維持管理を行っているが、費用の割にメリットが少ない。
- ・中小規模の事業者にはメリットが少ない。
- ・行政、業界でLPガスも集中監視により、安全なエネルギーであることをアピールして欲しい。
- ・ユーザーにどのようなメリットがあるのか、公的にPRする。

## アンケート票 (様式)

### 1. 事業者名、ご担当者名及びご連絡先

### 2. 認定実績について

以下の該当にチェックください。

- 認定販売事業者
- 認定販売事業者の認定を取り消された販売事業者
- 認定実績の無い販売事業者

### 3. アンケート内容

#### (1) 認定販売事業者制度の要件等について

現在、認定の要件及び優遇措置は以下の通りとなっています。

#### 要件

L Pガスの販売契約を締結している一般消費者のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者が70%以上であること

- ①法令で要求する機能をもったガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者宅に設置していること。
- ②法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者宅のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

#### 優遇制度

- ①販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和  
－基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の2/3を減じることができる。
- ②原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和  
－40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。
- ③4年に一回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和  
－10年に一回以上とすることができる。

(※) 緩和される点検・調査

- ・供給設備 (特定供給設備を除くシリンダー供給の場合) <点検頻度10年>  
調整器とガスメーター間の腐食、割れ等

- バルブ、集合装置、供給管の腐食防止措置
- バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験、ただしPE管を除く
- 燃焼器の入り口圧力
- 調整器の腐食、割れ等及び適合性
- 調整器の調整圧力及び閉そく圧力
- ・消費設備＜4年周期→10年周期＞
  - 配管の腐食防止措置
  - 配管の漏えい試験
  - 燃焼器の入口圧力

(質問1)

認定販売事業者数が伸びない理由として考えられるものを記述ください。また、それに対する具体的な改善策を記述ください（複数チェック可）。

・認定販売事業者数が伸びない理由

- ①設備投資に対してインセンティブが少ない
- ②要件を満たすべき一般消費者の割合が高い
- ③通信インフラの変化など販売事業者では対応できない
- ④一般消費者の認知度が低く、差別化になり得ない
- ⑤その他ございましたらご記入ください

( )

・具体的な改善策

- ①インセンティブの拡充、さらなる緩和措置
- ②一定の保安を確保しつつ要件を満たすべき割合の低減
- ③通信インフラのコスト低減
- ④国等による認定販売事業者制度のPR
- ⑤その他ございましたらご記入ください

( )

(質問2)

現行の要件を満たす一般消費者の割合（70%）について、どの程度の割合が適当であるか、以下の中からチェックください。

- ①今のままでよい
- ②引き下げた方がよい（以下の中から望ましい割合をチェックください。）
  - 60%、  50%、  40%、  30%、  20%
- ③引き上げた方がよい
  - 80%、  90%、  その他 ( )

(質問3)

認定販売事業者のインセンティブを高めるため、以下の表の通り現行制度にさらなる優遇制度を付加することも考えられます。

現行の要件を満たす一般消費者の割合	優遇制度 (例)
70%以上	現行の優遇制度※+α (新規メリット) 例：業務主任者の事業所兼任要件の緩和 等 ※現行の優遇制度 ①販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和 －基準となる一般消費者等の数から <u>認定対象消費者等の数の2/3を減じることができる。</u> ②原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和 － <u>40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。</u> ③4年に一回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和 － <u>10年に一回以上とすることができる。</u>

上記の表にあるような+αの新規メリットとして考えられるものがございましたら、チェックまたはご記入ください (複数チェック可)。

- ①緊急時対応の要件の緩和 (例：緊急時対応の対象範囲を 40 キロメートルから 60 キロメートルに緩和)
- ②業務主任者の選任基準の緩和 (例：減じることができる対象消費者数を 2/3 から 3/4 に緩和)
- ③定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和 (例：頻度 10 年を 12 年に緩和)
- ④その他ございましたらご記入ください。  
( )

上記の他、認定販売事業者の要件と優遇制度との組み合わせについて、ご提案がございましたら以下の表にご記入ください。

要件を満たす一般消費者の割合	要件	優遇制度
〇〇%		

(2) 集中監視システムの普及について

(質問1)

認定販売事業者制度以外で集中監視システムの導入を促進するために効果があると思う施策等がございましたら記述ください。

(質問2)

集中監視システムを普及させるにあたり、課題等がございましたら記述ください。

(3) 認定販売事業者の方への質問

認定販売事業者としての要件を維持する上で、苦勞されている点などがございましたら記述ください。

(4) 認定販売事業者の認定が取り消しとなった方への質問

認定販売事業者としての要件を満足できなくなった理由等について記述ください。

(5) その他

認定販売事業者制度または集中監視システムの普及について、お気づきの点やご提案等がございましたら記述ください。